

## 令和2年度の養護実習等への対応についての情報提供

文部科学省「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について（通知）」（令和2年4月3日）をふまえて発出された「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程の実施に関するQ&A（令和2年4月17日時点）」（文部科学省総合教育政策局教育人材政策課作成）より、養護実習等に関連すると考えられる【問】を一覧にしました。各会員校の実情に応じてご活用ください。各項目に対する【答】は、下記「行政からの情報」欄に掲載した本文をご覧ください。

問1	令和2年度の教育実習の実施は、秋以降でなければならないのか。
問2	教育実習通知の記1(4)「大学・専門学校等における事前・事後指導等で履修すべき内容と小学校等での教育実習で履修すべき内容や活動の在り方を見直すこと」の考え方について、例えば、4単位分の教育実習に関して、1単位当たり30時間の授業時間とした場合、合計120時間必要となるが、そのうち100時間を小学校等での教育実習、20時間分を大学内での事前・事後指導等で代替することは可能か。
問3	教育実習通知の記4(1)「実習中の状況により、十分に実施できなかった内容があった場合には、大学・専門学校等は事後指導等において、補充的な内容の授業等を行っていただきたいこと」の考え方について、例えば、4単位分の教育実習に関して、1単位当たり30時間の授業時間とした場合、合計120時間必要となるが、途中で実習を中止せざるを得なくなった場合、既に100時間分の教育実習を行っていれば、残りの20時間分については大学内での事後指導等において補充的な内容を行うことで代替することが可能ということか。
問4	例年、春から夏までに実施していた教育実習について、秋以降の実施とした場合、中学校等では定期試験の期間も活用しなければ教育実習生の受け入れは困難と考える。この場合、教師の補助的な役割が教育実習の主な学修内容となるが、教育実習として内容を満たしたことになるか。
問5	現状、教育実習の初日に教育実習の意義や心得、学生が留意すべき点などについて、小学校等の教師が説明している。これについて、夏休みや土曜日、日曜日に実施することは可能か。
問6	現状、教育実習の初日に教育実習の意義や心得、学生が留意すべき点などについて、小学校等の教師が説明しており、6～8時間程度かかっている。これについて、例えば、夏休みに教育委員会の会議室で、指導主事から学生に説明したり、教育委員会で作成したeラーニング教材を学生が大学又は自宅で学習したりすることにより、教育実習の授業時間にカウントすることができないか。
問7	教育実習の事前及び事後指導を面接授業に代えて遠隔授業で行うことができるか。
問8	事前及び事後指導に含まれない教育実習のオリエンテーションや介護等体験のオリエンテーションを対面での実施に代えて遠隔での実施により行うことができるか。
問9	教育実習の実施時期を秋以降に変更した場合、「教職実践演習」の後期での実施が困難となることから、今年度は「教職実践演習」を夏までに実施してもよいか。
問10	「教職実践演習」について、いわゆる面接授業に代えて、遠隔授業で行うことは可能か。
問11	通信教育の課程を置く大学で、現在、面接授業で実施している「教職実践演習」について、印刷教材等による授業により実施することは可能か。
問14	養護教諭の養護に関する科目のうち看護学に含める臨床実習については、看護師の資格取得のための病院等での実習科目と兼ねたものを開設している。厚労省等の事務連絡に基づき看護師の資格取得のための病院等での実習科目について演習又は学内実習等で代えた場合に、養護教諭の臨床実習についても代えることが可能か。